

# 上野村 平成30年度水質検査計画

# 平成30年度水質検査計画

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理の中核をなすものです。

上野村の水道では、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目、及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

上野村の水質検査計画の概要はつぎのとおりです。

1. 基本方針
2. 当該水道事業の概要
3. 原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法（自己／委託の区別）
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他配慮すべき事項

## 1. 基本方針

- ① 水質検査は、水道法で義務づけられている水道水の蛇口（給水栓水）で行い、配水系等ごとに実施します。また、原水についても検査いたします。
- ② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- ③ 検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。
- ④ 水質基準項目の検査は、おおむね月1回行うこととされている項目については月1回、その他の項目は、概ね3ヶ月に1回とします。
- ⑤ なお、省略可能項目については、過去の検査結果を考慮して定めます。

## 2. 水道事業の概要

### ① 給水状況

区分	内容
事業体の名称	中央簡易水道事業
給水区域	乙母、川和、勝山、新羽
計画給水人口	701人
計画一日最大給水量	399.6 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	288 m <sup>3</sup>

区分	内 容
事業体の名称	乙父簡易水道事業
給水区域	乙父（小春、中村、乙父沢を除く）
計画給水人口	290人
計画一日最大給水量	248m <sup>3</sup>
一日平均給水量	58m <sup>3</sup>

区分	内 容
事業体の名称	中越簡易水道事業
給水区域	檜原（中越）乙父（小春、中村）
計画給水人口	150人
計画一日最大給水量	41.5m <sup>3</sup>
一日平均給水量	29.3m <sup>3</sup>

区分	内 容
事業体の名称	檜原簡易水道事業
給水区域	檜原（檜原）
計画給水人口	113人
計画一日最大給水量	44.6m <sup>3</sup>
一日平均給水量	29.55m <sup>3</sup>

区分	内 容
施設の名称	まほーばの森専用水道
施設能力	100m <sup>3</sup> /日

区分	内 容
施設の名称	川和自然公園専用水道
施設能力	30m <sup>3</sup> /日

## ②浄水施設の概要

浄水場の名称	中央簡水浄水場	乙父簡水浄水場	中越簡水浄水場
所在地	乙母	神寄沢	檜原
水 源	表流水、伏流水	表流水	表流水
処理方式	緩速ろ過	急速ろ過	塩素消毒
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	400 m <sup>3</sup> /日	250 m <sup>3</sup> /日	42 m <sup>3</sup> /日

浄水場の名称	檜原簡水浄水場	まほーばの森専用水道	川和自然公園専用水道
所在地	檜原	勝山	川和
水 源	表流水	表流水	表流水
処理方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	45 m <sup>3</sup> /日	100 m <sup>3</sup> /日	30 m <sup>3</sup> /日

### 3. 原水及び水道水の状況

原水水質で留意すべき状況

留意すべき事項	「硝酸・亜硝酸窒素」	対処方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作地等による肥料の使用</li> <li>・原水（地質由来）に含まれる物質</li> <li>・降雨による濁水</li> </ul>	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素、硬度、蒸発残留物有機物等 色度、濁度	緩速ろ過 取水停止

### 4. 検査地点

水質基準項目については、原水および配水系等ごとに給水栓で実施します。

水系別	採水場所	住 所
中央簡水	道の駅	上野村大字勝山118
乙父簡水	ディサービスセンタ 一	上野村大字乙父 630-1
中越簡水	慰靈の園	上野村大字檜原 2218-13
檜原簡水	檜原	上野村大字檜原 229
まほーばの森専用	まほーばの森	上野村大字勝山 1169
川和自然公園専用	川和自然公園	上野村大字川和 665

## 5. 検査項目及び検査頻度

### (1) 検査項目

#### ① 1日に1回の検査項目

下記3項目については1日に1回、各水道組合において検査を行います。

色、濁り、残留塩素

#### ② 1ヶ月に1回の検査項目

下記の9項目については1ヶ月に1回検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）pH値、味、臭気、色度、濁度

#### ③ 概ね3ヶ月に1回の検査項目

消毒副生成物の12項目、新項目及び省略不可能の項目については、概ね3ヶ月に1回検査を行います。

##### ③-1 消毒副生成物12項目

シアノ化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

##### ③-3 省略不可能の項目

省略可能項目（29項目）のうち、過去の検出状況（過去3年の検査結果が基準値の1/5を超過した項目）により判断し、省略が不可能な項目

ただし、省略可能項目（29項目）については、過去の検査結果が水質基準値の2分の1を越えたことがなく、原水や水源及び周囲の状況等を踏まえて検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することが出来ますが、水質が良好で安全であることを確認するため、1年に1回検査を実施します。

#### ④ 原水の検査

基準項目から消毒副生成物及び味を除いた39項目については、1年に1回検査を行います。

なお、クリプトスボリジウム等による汚染のおそれがある事を示す指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）については年1回実施します。

### (2) 検査頻度

検査頻度については、別紙（日程表）のとおり行います。

## 6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある、つぎのような場合に、臨時の水質検査を行います。

検査項目については事象に関する項目を選択し実施します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源及び、浄水施設に異状があったとき
- ③ 水源周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき
- ④ その他、特に必要があると認められたとき

## 7. 水質検査の方法

検査項目①（1日に1回の検査項目）については、各水道組合において、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって、行います。

検査項目②、③、④（1日に1回の検査項目以外の検査）及び臨時の水質検査業務については、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託します。

なお、委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、次の①～⑦を満たす検査機関にします。

- ① 水質検査結果を客観的に保証する ISO9001 認証取得検査機関。
- ② 水質基準51項目すべて自社分析できる検査機関。
- ③ 緊急性を要する検査が発生する事態をあり得ることから、群馬県内に試験検査設備を保有していること検査機関
- ④ 緊急時の水質検査（水質基準項目）において、少なくとも3日間で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関。
- ⑤ 検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行い、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知、上水試験方法等によって行う。
- ⑥ 原則として基準値り10分の1の定量下限値が得られ、下限値付近の測定において変動係数が金属類では10%以下、また有機物では20%以下の精度のもとに水質検査を行う能力がある期間。
- ⑦ 毎年国や県で行う精度管理の評価試験を受け、水質検査の精度と測定値に対する信頼性の保証を確保していること。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や水質検査結果については、広報等で公表します。

また、上野村役場において閲覧できるようにします。

検査結果の評価は検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要が有れば検査計画を見直していきます。

## 9. その他配慮すべき事項

### (1) 関係機関との連携

水道水に関する水質事故が発生した場合は、厚生労働省、群馬県衛生食品課、藤岡保健福祉事務所及びその他関係機関と連携し対応します。

(2) 評価と見直し

水質検査結果の評価は、その都度水質基準に適合しているかどうかの判定を行います。

また、水質検査計画は、皆さまからのご意見や検査結果を参考に検討を行い、毎年見直しを行います。